

第8期事業年度

事業報告

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展、経済活動制限措置の段階的緩和に伴い、総じてコロナ禍からの立ち直りがみられましたが、先進国と新興国・発展途上国の間で景気回復に大きな格差が生じました。こうした景気回復局面において、原材料及び人手の不足、物流の滞留等の供給面での制約が顕在化しました。加えて、原材料価格の上昇とともに、物価も世界的に上昇がみられました。

また、令和4年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略により、多くの国から対ロシア経済制裁措置が打ち出され、商品市場、貿易及び金融を通じて世界の景気回復を大いに阻害し、物価上昇をさらに加速させています。

次年度も世界経済は回復を続ける見通しですが、ウクライナ情勢、米中対立をはじめとする地政学リスク、米国等における金融引き締め、中国の厳格なゼロコロナ政策、食糧及びエネルギー価格の高騰、さらに、新型コロナウイルス感染症の変異株発生の可能性など、世界経済を取り巻く不確実性は極めて高く、これらの景気下押し要因を注視していく必要があります。

世界経済のコロナ禍からの回復傾向は、各国のインフラプロジェクトの進展を後押しするものですが、足下のウクライナ情勢による世界経済の下押し圧力は強く、民間企業の海外投資意欲の減退が懸念されます。当社としては、潜在的に旺盛な世界のインフラ需要を取り込むべく、引き続き官民一体となって海外インフラ展開に積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

日本政府においては、「インフラシステム海外展開戦略 2025」（令和2年12月経協インフラ戦略会議決定）の着実な推進に向け、「ポストコロナを見据えた新戦略の着実な推進に向けた取組方針」が令和3年6月に策定されました。同取組方針では、ポストコロナを見据えた上記戦略の着実な推進に向けたアクションプランとして、スマートシティやMaaS等のデジタル技術を活用したインフラシステムや気候変動対策に資するインフラシステム等の海外展開における当社による公的金融支援の活用が挙げられています。

以上のような政府方針や国土交通省インフラシステム海外展開行動計画等を踏まえて、当社は、(1)政策実現への貢献、(2)ニーズへの積極的対応と事業の多角化及び高度化、並びに(3)経営基盤の強化の3つを基本的視点に掲げた第2次中期経営計画（2020-2022年度）に基づき、業務を推進しております。

業務開始8期目にあたる当期は、16案件について事業審査開始の承認、8案件について計276億円（出融資）の支援決定を行い、5事業からの配当を受け取りました。また、従来型の交通・都市開発分野の支援案件に加え、ポストコロナの投資ニーズも踏まえた交通・都市開発事業を支援するデジタル基盤整備等の分野の案件形成についても積極的に取り組み、当期は高精度デジタル道路地図整備や無人航空機運航管理システム整備等の案件への支援を決定しました。設立以降、34件の支援決定事業に対し、累計実投融資額は約

1,356 億円となり、のべ 66 社の民間企業の海外事業参入を促進し、それらを通じて SDGs の目標 8（経済成長と雇用）、目標 9（インフラ、産業化、イノベーション）、目標 11（持続可能な都市）及び目標 17（実施手段）の達成に向けて取り組んでおります。また、各都道府県東京事務所向けセミナーの開催や地方自治体等主催のセミナーへの参加を通じ、地方企業や中堅・中小企業による海外展開支援案件の形成に向けて取り組みました。

更に当社は案件発掘・形成力の強化のために海外でのビジネス・デベロップメント活動も行っております。国内外の機関・企業と情報交換等を行うとともに、案件発掘、民間企業の参入環境整備、企業マッチング等を行い、民間企業の更なる海外展開の促進を図っております。当期は特に、「インフラシステム海外展開戦略 2025」の中で掲げるデジタル技術の活用や気候変動対策に資する取組として、カナダ エドモントン国際空港等との間でオンデマンドバスサービスの実証実験等を通じて連携を強化し、本邦企業が持つ最先端デジタル技術・スマートシティ技術の海外展開に取り組んでまいりました。こうした取組をさらに推進するとともに、同国政府関係者と水素アンモニア関連事業についての協議も開始し、交通・都市開発分野における新たな脱炭素モデルを生み出すビジネス機会への本邦企業の参入環境整備に取り組んでまいります。

この他、モニタリング体制及びガバナンス体制の強化、業務運営の効率化並びに働きやすい職場環境作りを推進致しました。

上記をはじめとした事業活動の結果、当期の業績は経常損失 78 億円（前期経常利益は 8 億円）となりました。

（令和 3 年度支援決定案件*）

案件名	認可日	支援対象事業者	支援内容**
【北米】高精度デジタル道路地図整備事業	令和 3 年 8 月 19 日	D2NA 合同会社	出資額：約 55 億円
【インド】ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業電気パッケージ設計・調達・施工の監理業務支援事業	令和 3 年 8 月 20 日	日本高速鉄道電気エンジニアリング株式会社	出資額：約 2 億円
【インド】エネルギー輸送・供給網整備事業	令和 3 年 12 月 6 日	AG&P CGD HoldCo SPV3 (Singapore) Pte. Ltd.	出資額：約 63 億円
【タイ】バンコクサトーン地区都市開発事業	令和 4 年 2 月 17 日	Bangkok Sathorn Hotel Management Co., Ltd.	出資額：約 44 億円
【ベルギー】無人機運航管理システム運営事業	令和 4 年 3 月 1 日	Terra Global 株式会社	出融資額：約 25 億円

案件名	認可日	支援対象事業者	支援内容**
【欧州】高精度デジタル道路地図整備事業	令和4年3月1日	D2NA 合同会社	出資額：約53億円
【米国】環境配慮型都市開発事業	令和4年3月31日	SF CCREF Development Cayman, L.P.	出資額：約31億円
支援決定金額（出融資）合計			約276億円

*国土交通大臣認可取得8案件のうち、公表前1案件を除く7案件を記載し、支援決定金額（出融資）合計額は8案件の合計額を記載しております。

**認可申請当時の為替レートに基づく額。実投資額と一致しない場合があります。

（令和3年度実投融資案件）

案件名	認可日	初回出資日	出融資額*
【インド】ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業 電気パッケージ設計・調達・施工の監理業務支援事業	令和3年8月20日	令和3年8月30日	約2億円
【北米】高精度デジタル道路地図整備事業	令和3年8月19日	令和3年9月27日	約59億円
【インド】エネルギー輸送・供給網整備事業	令和3年12月6日	令和3年12月27日	約34億円
【タイ】バンコクサトーン地区都市開発事業	令和4年2月17日	令和4年2月24日	約45億円
【ベルギー】無人航空機運航管理システム整備事業	令和4年3月1日	令和4年3月30日	約0億円
【欧州】高精度デジタル道路地図整備事業	令和4年3月1日	令和4年3月31日	約3億円
追加拠出			約169億円
出融資額合計			約311億円

*出資当時の為替レートに基づく額。支援決定額と一致しない場合があります。

（2）設備投資の状況

当期は、新型コロナウイルス感染症対策のための備品の整備等の設備投資を行いました。

（3）資金調達の状況

当社は、投資等に充てる資金を確保するため、政府から総額 69 億円の出資を受けました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、世界各国において感染拡大防止のため経済・社会活動や人の移動を制限せざるを得なくなり、既存投資案件の工事の遅延や中断に伴う工事費の増加、運営中案件の売上・収入の減少が見受けられ、それらによる現地事業のキャッシュフローの低下等の影響がでています。引き続き支援事業の進捗状況や収益性について注視してまいります。

また、昨年 2 月にミャンマーで発生したクーデターについては、同国における当社支援案件への影響について引き続き情報収集に努め、各支援案件における今後の対応について関係者と協議をしております。さらに、ウクライナ情勢、米中対立をはじめとする地政学的な要因が既存投資案件に与える影響について今後とも注視してまいります。

こうした地政学リスクの高まりの他、コロナ禍の影響（景気回復局面における人手不足、アフターコロナの時代における新しい生活様式の導入に伴うインフラ需要の変化等）、脱炭素化の要請など、海外インフラ展開を取り巻く環境は常時変化していますが、世界の持続的成長に向けたインフラ整備の重要性に変わりはないと認識しております。このため、案件発掘・組成・開発の機能を強化するとともに、リスクマネジメントの観点からのポートフォリオのバランス改善及び管理案件の増加・多様化に伴うリスク管理体制・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。また、米国等の金融引き締め、インフレ加速、為替変動、資材の高騰などの世界経済の動向にも留意しながら業務を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 6 期 自 31 年 4 月 1 日 至 2 年 3 月 31 日	第 7 期 自 2 年 4 月 1 日 至 3 年 3 月 31 日	第 8 期 自 3 年 4 月 1 日 至 4 年 3 月 31 日
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△906,566	778,461	△7,771,502
当期純利益又は当 期純損失(△)	△910,366	666,123	△7,775,302
1 株当たり当期純利益 (円)又は 1 株当たり当 期純損失(△)(円)	△536	283	△2,431
総 資 産	88,770,248	153,059,177	157,671,781
純 資 産	88,274,511	152,302,844	155,703,363
1 株当たり純資産 額(円)	44,383	47,640	46,689

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(6) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 機構が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 機構が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 機構が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 機構が支援決定を行った対象事業者が発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
- ⑦ 機構が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑪ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑫ ①～⑪に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑬ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑭ ①～⑬に掲げる業務に附帯する業務
- ⑮ ①～⑭の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(7) 主要な営業所

本社： 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号

(8) 従業員の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数*
63 名	111%	46 歳	4.3 年

*平均勤続年数は、社外から当社への出向者を除きます。

(9) 主要な借入先（令和 4 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

(10) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和 4 年 3 月 31 日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 3,334,900 株
- (3) 株主数 18 名
- (4) 株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	3,216,000	96.43%
三井住友信託銀行株式会社（信託口）	105,400	3.16%
日本高速道路インターナショナル株式会社	3,500	0.10%
一般社団法人 日本港運協会	2,000	0.06%
一般社団法人 日本造船工業会	2,000	0.06%
一般社団法人 日本埋立浚渫協会	2,000	0.06%
一般社団法人 海外エコシティプロジェクト協議会	1,640	0.05%
一般財団法人 港湾空港総合技術センター	1,000	0.03%
一般社団法人 日本船主協会	1,000	0.03%
一般社団法人 国際建設技術協会	200	0.01%
一般社団法人 海外建設協会	20	0.00%
一般社団法人 海外鉄道技術協力協会	20	0.00%
一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	20	0.00%
一般社団法人 日本橋梁建設協会	20	0.00%
一般社団法人 日本道路建設業協会	20	0.00%
一般社団法人 日本物流団体連合会	20	0.00%
一般社団法人 日本民営鉄道協会	20	0.00%
一般社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会	20	0.00%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（令和4年3月31日現在）

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	武貞 達彦	
専務取締役	稲川 文雄	
取締役	北川 均	
取締役	酒巻 弘	一般財団法人日本経済研究所 専務理事
取締役	波多野 琢磨	
取締役	土生 英里	静岡大学 地域法実務実践センター教授

取締役	榎谷 亨	電力広域的運営推進機関理事
取締役	溝口 潤	
監査役	八尾 紀子	TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士

(注) 1. 取締役のうち、北川均、酒巻弘、土生英里、榎谷亨及び溝口潤は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 当社は執行役員制度を導入しており、令和4年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
常務執行役員	鈴木 俊行
執行役員	岡田 秀樹
執行役員	久保 賀弘
執行役員	山腰 俊博

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	8人	89,677千円	
監査役	1人	5,000千円	
計	9人	94,677千円	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況（海外交通・都市開発事業委員会における活動を含む）

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長)	溝口 潤	当事業年度開催の取締役会18回全て、海外交通・都市開発事業委員会20回全てに出席。銀行でのプロジェクトファイナンス業務及び事業会社の経営者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長代理)	北川 均	当事業年度開催の取締役会18回全て、海外交通・都市開発事業委員会20回全てに出席。エンジニアリング会社での経験を活かし、社外の立場から発言。

取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	酒巻 弘	同氏の取締役就任後、当事業年度開催の取締役会 15 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 17 回全てに出席。政府系金融機関でのファイナンス及び投資業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	土生 英里	同氏の取締役就任後、当事業年度開催の取締役会 10 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 12 回全てに出席。国際経営や国際会計・発展途上国支援の分野に関する見識を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	榎谷 亨	当事業年度開催の取締役会 18 回のうち 17 回、海外交通・都市開発事業委員会 20 回のうち 19 回に出席。銀行での国内外におけるファイナンス業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
監査役	八尾 紀子	当事業年度開催の取締役会 18 回のうち 17 回、海外交通・都市開発事業委員会 20 回のうち 19 回に出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。

(注) 当社は株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法に基づき設立された株式会社であり、同法第 17 条により、対象事業支援の対象となる者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分決定は、取締役会から海外交通・都市開発事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	8,600 千円

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳の業務に対し、対価を支払っております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正性を確保するために必要な体制について、「内部統制システム基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。「内部統制システム基本方針」の内容は以下のとおりです。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 事業活動のあらゆる段階においてコンプライアンスが最優先されるシステムの構築を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、これに基づき会社にコンプライアンスを統括する部署を設置し、会社内における推進体制を整えとともに、その実施状況について定期的に取り締役会及び監査役に報告するものとする。
- ② 役職員へのコンプライアンスの徹底及び円滑な運営を図るため、コンプライアンスの具体的内容を示した「コンプライアンスマニュアル」を定め、研修等により定期的に役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、警察等行政機関と連携し、毅然とした対応を執る。
- ④ 内部監査については、「内部監査規程」を定め、これに基づき実効性のある内部監査を実施する。内部監査の実施に当たる職員は、各部署の業務から独立し、社長の命により内部監査業務を実施するものとする。
- ⑤ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、関連法令を遵守するとともに、

「会計規程」を定め、これに基づく適切な会計処理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクの適確な把握及びその管理を図るため、「リスク管理規程」を定め、これに基づき所要の体制整備を行う。平時よりリスクの識別及び分析に努め、重大なリスクが顕在化した場合には社長以下で構成する危機管理本部を速やかに設置し、対応方針の決定及びその実施を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の有効性及び効率性を高める観点から、取締役会は、適時適切な経営管理を行う。また、内部統制を規律するため「組織規程」及び「職務権限規程」を定め、これに基づく分業体制による業務の専門化・合理化を図る。
- ② 適切な対象事業支援を行っていくため、会社に海外交通・都市開発事業委員会を設置し、法令及び「海外交通・都市開発事業委員会運営規程」に基づき適切に運営を行う。
- ③ 対象事業支援に当たり適切な業務執行を規律する観点から、「投資運用指針」を定め、これに基づく業務執行を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存及び管理を適切に行うため、「文書管理規程」を定め、重要な意思決定等に係る文書等の保全に努める。
- ② 情報及び情報システムを脅威から守るために必要な情報セキュリティ確保に取り組むため、「情報管理規程」を定め、情報セキュリティ対策を推進する。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 会社は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第 1 条に規定する目的及び投資先企業等の企業価値の最大化を図る観点から、投資先企業等に対する株主権等の行使を適切に行うものとする。
- ② 子会社に対して適切な経営管理を行うため、子会社に対して上記(1)から(4)までに準ずる体制の構築を求めるとともに、子会社の代表者は、子会社における重要な意思決定等について会社へ報告するものとする。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 会社及び子会社の役職員は、会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はその恐れのある事項を発見した場合、会社の監査役に対し、当該事項を速やかに報告するものとする。会社の監査役は、その職務遂行に必要な事項につい

て随時会社又は子会社の役職員に対し報告を求めることができ、当該報告を求められた役職員は、これに応えなければならない。会社は、監査役へ報告を行った会社又は子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ② 監査役の指揮を受けてその職務を補助するため、会社に「監査担当者」を置くことを「組織規程」に定め、当該担当者は、特に資金、予算及び決算その他これに類する業務からは独立して補助業務を遂行し、監査役の指揮命令に従うものとする。当該担当者の独立性に関わる事項については、監査役の意見を尊重しなければならない。
- ③ 監査役は、業務の状況を把握するため、会社からの事前の通知を受け取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。また、取締役会決議又は社長決裁を要する文書、行政機関から発せられた重要な文書、会計監査人から発せられた文書その他監査役の指定する文書について、決裁又は受領後回付を受ける。
- ④ 監査役が、その職務の執行について会社に対して会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(内部統制システムの運用状況の概要)

上記の「内部統制システム基本方針」に沿った当社の内部統制システムの当該事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「内部統制システム基本方針」に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き適切な運営を行いました。
- ② コンプライアンス室は、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス事案報告実施要綱を整備すると共に、マニュアルを用いて、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を開催しました。
- ③ 「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を作成し、監査役とも連携を図り、第 7 回目の内部監査を実施しました。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、業務執行に係るリスクの把握及び管理を実施しました。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会が 18 回開催されました。
 - ② 「海外交通・都市開発事業委員会規程」に基づき、海外交通・都市開発事業委員会が 20 回開催されました。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 「文書管理規程」、「情報管理規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に基づき、適切に情報の保存及び管理を実施しました。
- (5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役会へ投資先企業における内部統制等の状況について報告を実施しました。
 - ② 投資先企業における株主権の行使等をモニタリングの観点等から適切に実施しました。
- (6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会及び海外交通・都市開発事業委員会に出席し、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について意見を述べました。
 - ② 監査役は、会計監査人及び監査担当者と適宜会議等を行い、より広範な情報共有を行いました。

以上

第8期事業年度

附属明細書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

1. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等である財務大臣から追加での出資金の受入れ（総額 69 億円、1 株あたりの払込金額 5 万円）を行っております。この取引における取引条件（1 株あたりの払込金額）及びその決定方法については、他の株主様と同様の条件により決定しております。当社取締役会としては、社外取締役も含めた取締役の全員一致により、当事業年度における親会社等との間の取引は適正な条件により行われており、当社の利益を害さないものと判断しております。

以上